

大津市令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、大津市令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

大津市令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務

(2) 業務の目的

本業務は、平成25年8月から令和8年3月までの期間に大津市で生活保護を受けていた世帯を対象とした生活保護費の追加給付を行うことに伴い、追加給付金の支給事務を実施することを目的とする。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 予算額

委託料の上限は57,710,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

令和8年5月29日（金） 募集開始（プロポーザル方式実施の公告）

令和8年6月5日（金） 質疑受付締切（正午必着）

令和8年6月9日（火） 質疑に対する回答（ホームページ）

令和8年6月11日（木） 参加申込締切

令和8年6月19日（金） 企画提案書等の提出締切

令和8年6月26日（金） プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (5) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 令和8年度大津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。

※メール件名を「【プロポーザル質問（商号又は名称）】」とし、送信後に必ず電話で提出した旨を伝えること。

※電話、FAX及び郵送による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和8年6月5日（金）正午まで（必着）

(3) 提出先

大津市健康福祉部生活福祉課生活保護裁判対応室（担当：藤吉）

E-mail : otsu1424@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

本市ホームページに掲載する。

8 参加申込手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、次に掲げるもののほか、必要に応じて補足資料の提出を求めることがある。

ア 参加申込に係る提出書類

(ア) 参加申込書（様式2） 原本1部

イ 企画提案に係る提出書類

(ア) 企画提案書 原本1部及び副本9部

※副本については、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

- (イ) 見積書 原本1部

※消費税及び地方消費税相当額を含む価格および積算内訳を記載すること。

- (ウ) 実績一覧表（様式3） 原本1部及び副本9部

※副本については、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

(2) 提出期間及び時間

ア 参加申込に係る提出書類

公告の日から令和8年6月11日（木）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 企画提案に係る提出書類

公告の日から令和8年6月19日（金）まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間の最終日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

大津市健康福祉部生活福祉課生活保護裁判対応室

（〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所 本館2階）

9 企画提案書作成方法

様式は問わないが、大津市令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務企画提案書作成要領（別紙1）を参照し、作成すること。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

- (1) 審査方法 書面及びプレゼンテーション審査により行う。

- (2) 審査日 令和8年6月26日（金） ※時間は参加申し込み後に通知する。

- (3) 審査員 市職員 5 人程度を予定
- (4) 会場等 大津市役所 本館 4 階 第 4 委員会室
- (5) 提案時間 20 分
- (6) 質疑応答 10 分
- (7) 審査基準

下記の項目を基本に審査を実施する。

ア 提案内容評価

- (ア) 各業務の工程をふまえた無理のないスケジュールであるか。
- (イ) 想定される市民からの問い合わせについて具体的に検討されているか。
- (ウ) 予想される繁忙期等を踏まえ、提案がされているか。
- (エ) コールセンター内の円滑な連携のための対応策が具体的に検討されているか。
- (オ) 想定される市民からの問い合わせについて具体的に検討されているか。
- (カ) 予想される繁忙期等を踏まえ、提案がされているか。
- (キ) 来庁した市民に円滑にサポートを行うための工夫がなされているか。
- (ク) 申出書等の受付、受付後の審査処理など各段階ごとの業務量は具体的に検討されているか。
- (ケ) 各処理の処理期限は適切に設定されており、市民に対して迅速な対応が可能となっているか。
- (コ) 誤支給を防止するための確実な事務処理の手法が示されているか。
- (サ) 追加給付事務に関し相当の知識をもった者が従事しているか。
- (シ) 研修等、従事者の育成に有効な教育内容が検討されているか。
- (ス) 各種書類印刷業務に関し、市民に対し分かりやすいデザインが提案されているか。
- (セ) セキュリティ対策について具体的に検討されているか。
- (ソ) 変更要求がある場合、柔軟な対応は可能か。

イ 組織評価

- (ア) 各種業務において、業務遂行に必要な知識、経験のある人材が必要数確保されているか。
- (イ) 管理責任者（スーパーバイザー）を正社員にするなど、安定した体制が構築されているか。

(ウ) 業務実施に当たって十分な知識や経験を有しているか。

ウ 価格評価

(ア) 見積額は妥当であるか。

(8) 企画提案に係るプレゼンテーション

出席者は5人以内とし、本業務の管理責任者（スーパーバイザー）は必ず出席すること。

1.1 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知時期 令和8年6月30日（火）発送予定

1.2 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.3 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1.4 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式4）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本件に係る契約は、令和8年度6月補正予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1.5 問合せ先

大津市健康福祉部生活福祉課生活保護裁判対応室 担当者：藤吉

TEL 077-528-2743

E-mail otsu1424@city.otsu.lg.jp